



鳥取労働局公示第 73 号

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 登 録 番 号 | 鳥労登教 第 40 号、第 49 号、第 50 号、第 51 号 |
| 2 登録教習機関の名称 | 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 |
| 3 登録教習機関の住所 | 東京都千代田区神田神保町 3 - 7 - 1
ニュー九段ビル 9 階 |
| 4 事 務 所 の 名 称 | 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部 |
| 5 事 務 所 の 所 在 地 | 鳥取県倉吉市東巖城町 1 2 |
| 6 変 更 事 項 | 登録教習機関の代表者の変更 |
| 7 変更前の代表者氏名 | 酒井信介 |
| 8 変更後の代表者氏名 | 土橋 律 |
| 9 変更する年月日 | 令和 8 年 6 月 1 1 日 |

令和 8 年 9 月 7 日

鳥 取 労 働 局 長

